事　業　用　自　動　車　等　連　絡　書

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種貨物利用運送事業の許可、事業計画変更の許可を受け、若しくは届けをしたもの、又は事業用自動車の代替であることを認識したことを証するものである。

発行番号：	第　　号
発 行 日：	年　月　日
有効期限：発行日から１ヶ月間	

事業等の種別	旅客〔乗合・貸切・ハイヤー・タクシー・特定・無償〕　貨物〔一般・特定・軽・霊柩・第二種利用〕　その他〔レンタカー・(　　)〕			
事業者名 (使用者の名称)		所属営業所名		
事業者の住所 (使用者の名称)		営業所の位置 (使用本拠の位置)		
使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止(減車・抹消等)する自動車	
自動車登録番号等 (車両番号)	※新自動車登録番号(車両番号) 車台番号		旧自動車登録番号（車両番号）	※登録完了印・登録官印
	①自動車の年式--　　年 ②旅客自動車のみ--自動車の乗車定員　　人 自動車の長さ　　cm ③貨物自動車(軽を含む)のみ--種別〔普通・小型・けん引・被けん引〕 最大積載量　　kg		①自動車の年式--　　年 ②旅客自動車のみ--自動車の乗車定員　　人 自動車の長さ　　cm ③貨物自動車(軽を含む)のみ--種別〔普通・小型・けん引・被けん引〕 最大積載量　　kg	
事案発生理由	※新規許可・譲渡譲受・合併・相続・休止・廃止・取消 事業計画の変更[増車・減車・代替・営配・他支局管内への移動（　　運輸支局→　　運輸支局）] 使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更・その他（　　）			
備考欄	※ 営配の場合・・・(　　営業所→　　営業所)			
確認印及び担当官印 旅客課 貨物課 輸送課	※確認印・担当官印	注）１　この連絡書は、再発行しないので、取扱に注意してください。 ２　連絡書に必要な事項を記入の上、1部（軽自動車に関しては2部）を輸送課に提出してください。 ３　連絡書は、輸送課の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門に提出して下さい。 ４　※印欄は、記入しないで下さい。 発行元連絡先：　宮崎運輸支局輸送課　（TEL　０９８５－５１－３９５２）		

☆新規登録する車両の　車　　名……　車体の形状……